

令和6年第1回鹿嶋市農業委員会議事録

鹿嶋市農業委員会会長橋本正は、令和6年1月22日付を以って、同1月29日午後2時00分から鹿嶋市役所3階301会議室において、第1回鹿嶋市農業委員会総会を招集した。

議事日程

- 第1 会期の決定について
- 第2 議事録署名人の選任について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第4号 現況確認証明願（非農地証明）について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について
- 第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 水戸地方法務局鹿嶋支局登記官からの農地の転用事実に関する照会回答について
- 報告第3号 農地改良に伴う事業完了届につて
- 報告第4号 「かしま農委だより」第29号の発行につて

出席委員（13名）

1番	桐澤	いづみ	君	2番	笹本	真由美	君
3番	石津	彰	君	5番	山本	清治	君
6番	今村	太一	君	7番	大槻	勝敏	君
8番	出頭	勝美	君	10番	清宮	茂信	君
12番	笠貫	順一	君	13番	橋本	正	君
14番	野口	嘉徳	君	15番	大川	喜美	君
16番	永作	幸雄	君				

欠席委員（0名）

事務局職員出席者（3名）

事務局長	児島	教夫
事務局課長	宮内	大介
事務局主事	小林	優真

農林水産課出席者（1名）

農林水産課長	山口	和範
--------	----	----

会 議 の 経 過

(開会 午後2時08分)

議 長 ただいまの出席委員は、13名であり「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

それでは、令和6年第1回鹿嶋市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「会期の決定について」は、本日1日限りにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

次に、日程第2「議事録署名人の選任について」は、議席順でございますので私から指名させていただきます。

16番永作幸雄君、1番桐澤いづみ君の両名を指名いたします。

会議書記として、事務局長児島教夫君を任命いたします。

次に、日程第3議案第1号ないし議案第5号を審議いたします。

議案に係る現地調査に関しましては、議案の審議に応じ逐次、報告を求めます。

なお、ご意見ご質問等発言する際は、鹿嶋市農業委員会規則第20条第2項の規定に基づき、自己の議席番号を告げ、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を付議いたします。

議案第1号について、12番笠貫順一君は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項の議事については、その議事に参与することができない」と定められておりますので、議案終了までお待ちいただきます。

事務局に説明を求めます。

主事小林優真君。

主 事 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号1につい

てご説明いたします。

譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター3台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、農作業に従事する日数は年間300日、農地の所有につきましては、自作地約429アール、借入地約757アール、貸付地約5アールでございます。申請地の作付け計画は松を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

説明は、以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長 次に、担当地区委員の現地調査結果について、報告を求めます。

番号1、田谷地内案件については、担当地区委員が議事に参与することが出来ないため、隣接する委員に報告を求めます。

議長 3番石津彰君。

3番 はい、3番石津です。1月26日現地調査をしました。現地は周囲を含め耕作している畑です。異議ありません。

議長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号番号1について、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第1号番号1については、原案のとおり許可することと決定いたします。

12番笠貫順一君に対する議事参与の制限を解除いたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

主事小林優真君。

主事 それでは議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

はじめに番号1について、転用目的は自己用住宅でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある生産性の低い小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。転用計画の内容ですが、現在アパート暮らしをしており、子供の成長に伴い手狭となるため自己用住宅を持ちたいとのことです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書及び都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写し添付されております。資金計画としましては、借入金を受けることとしており、金融機関からの住宅ローン正式申込のご案内写しが添付されております。

つづきまして番号2について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある生産性の低い小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。転用計画の内容ですが、今後耕作する予定もなく、遊休農地を有効活用して再生可能エネルギーを活用したいことから申請に至ったとのことです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より接続契約のご案内写し、ほか小売電気事業者との電力受給契約書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。

つづきまして番号3ないし5については、同一事業者からの申請のため一括してご説明いたします。転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある生産性の低い小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。転用計画の内容ですが、今後土地の管理、耕作が難しく太陽光発電事業用地として有効活用したいと考え申請に至ったとのことです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より電力受給契約申込書の写し及び託送供給の承諾のお知らせ写しが添付されております。資金計画としまして

は、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。

つづきまして番号6ないし12については、同一事業者からの申請のため一括してご説明いたします。転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある生産性の低い小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。転用計画の内容ですが、今後土地の管理、耕作が難しく太陽光発電事業用地として有効活用したいと考え申請に至ったとのこととです。補足として、地目が田となっている農地について、土盛り等を実施する計画があるか確認したところ、草刈り等を行い荒廃状態を解消したあとは、土盛りは行わず現況利用する計画であるとの回答を得ております。また計画途中で土盛りが伴うことになった場合には、当市廃棄物対策課への事前協議及び農業委員会へ事業計画変更の相談、周辺農地に影響がないよう配慮するよう申し伝えている状況です。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より電力受給契約申込書の写し及び託送供給の承諾のお知らせ写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書写しが添付されております。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

15番大川喜美君。

15番 はい、15番大川です。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日は、1月17日水曜日でございます。調査委員につきましては、出頭会長代理、永作委員そして私と事務局より児島局長、小林主事の5名で調査を行いました。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし番号12につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明，調査を行った委員からの結果報告について，ご意見ご質問等ございませんか。

地元委員さん，ご意見ご質問等ございませんか。

10番 はい，議長。

議 長 10番清宮茂信君。

10番 はい，10番清宮です。転用時期が令和6年5月1日から30年間となっています。転用時期ですので30年間のうちにやればよいという意味合いのことなのか番号6の場合は地上権設定となっており他の方々は売買による所有権移転ですけれども、これは地上権の場合は売買はしていないと、つまり令和6年の5月1日から30年間の契約のうちにそのうちすぐ始まるわけではないという意味なのかその辺を説明いただければと思います。

議 長 事務局に説明を求めます。

主事小林優真君。

事務局 はい，こちらの転用時期等の部分ですが，譲受人の法人と土地所有者とももちろん売買の場合は売買契約を結んでおりまして，太陽光発電事業の契約日数が契約日から30年間という令和6年5月1日から30年間という申請になっております。番号6については地上権の設定をされているということで，契約上は30年間太陽光発電となっております，30年後にどうなるかということまでは届けていないというところが現状です。

以上です。

議 長 東京電力の契約は20年間だけど10年間の余裕をみているということですね。

10番 大分長いですね。わかりました。

議 長 もう一つだけ，水田への太陽光発電施設に関してどの転用の地図を見ても同じですが，水路が集中している所で上からも水路，右と左もT字路になっていて水路があり左側の大きな道路に向かって流れるようになっています。また中野東小学校の両サイドにも流れるようになっています。水路が埋まらないようにこれだけは十分相手に注意をしていただきたい。多分改良区に入っていない所なので市の管轄だと思いますが，地図で見ると左から行く道路

について業者は市の方に連絡してあるのかな。勝手に砂利道にしていると思います。かさ上げしてあり元は水路と同じ高さだったが道路が30センチ水路より高くなってしまった。水路は蓋がしてないので何かあったら全部埋まってしまうのでそれだけは注意してもらわないと上からの水が集中している所なので大変なことになってしまう。小学校が浮かされてしまう。両サイドにポンプ小屋もあり十分気を付けないとポンプにも影響してくる。ごみが入って市が掃除をすることになっても困るので水路が保護されるように業者にも十分注意していただきたい。

事務局 現地調査委員の方からも話はあったので業者とは連絡をしたいと思いません。

議長 ただいま事務局の説明，調査を行った委員からの結果報告について，ご意見ご質問等ございませんか。

議長 それではお諮りいたします。

議案第2号番号1ないし番号12について，原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め，議案第2号番号1ないし番号12について，原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に，議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

主事小林優真君。

主事 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」ご説明いたします。

番号1ないし3については，同一の事業になりますので一括してご説明いたします。目的は砂利採取一時転用による期間延長の変更申請です。申請者，申請地につきましては，議案書記載のとおりです。変更理由ですが，許可書の期間が令和5年2月22日から令和6年2月20日までとなっておりますが，不況により出荷が予定どおり進まなかったため，認可日から令和6年9月28日まで，期間を延長する申請であります。関係書類については，鹿嶋市施設管理課へ大型車両通行にかかる市道使用許可申請書の写し及び

令和5年8月4日付けで茨城県鹿行県民センターへ提出した「採取計画認可申請書」の写しが添付されております。その他施設の概要、被害防除等の変更はありません。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

15番大川喜美君。

15番 はい、15番大川です。議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」現地調査した結果をご報告いたします。

現地調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし3につきましては、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ申請内容等、特に問題ないことから承認できるものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

地元委員さん、ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 確認です。今、この砂利採取は全体の半分位は終わっているの？

事務局 完了はまだそこまで掘っていません。

8番 6割くらいまでは掘ってます。戻しまでは行ってません。

議 長 最低3年以内には終わるといいますか。

ほかにご質問ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第3号番号1ないし番号3について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第3号番号1ないし番号3について、原案のとおり許可することと決定いたします。

議 長 次に、議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

主事小林優真君。

主 事 議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」をご説明いたします。

初めに番号1をご説明いたします。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地は、農振農用地区域外の農地で、昭和60年頃から雑種地となっておりますが、登記上の地目が畑となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものがあります。これらを確認する資料として、「平成11年5月30日撮影、空中写真」が添付されております。

次に、番号2をご説明いたします。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地は、農振農用地区域外の農地で、平成11年頃から原野となっておりますが、登記上の地目が畑となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものがあります。これらを確認する資料として、「平成11年5月30日撮影、空中写真」が添付されております。

次に、番号3をご説明いたします。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地は、農振農用地区域外の農地で、平成11年頃から原野となっておりますが、登記上の地目が畑となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものがあります。これらを確認する資料として、「平成11年5月30日撮影、空中写真」が添付されております。

最後に、番号4をご説明いたします。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地は、農振農用地区域外の農地で、平成2年頃から原野となっておりますが、登記上の地目が畑となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものがあります。これらを確認する資料として、「平成11年5月30日撮影、空中

写真」が添付されております。以上、農地法関係事務処理の手引きに基づき「非農地となってから20年以上経過しているもの」等証明の範囲に該当すると思料されます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第7号の規定に基づき、現地調査が行なわれておりますので調査を担当した委員の報告を求めます。

15番大川喜美君。

15番 はい、15番大川です。議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。願出人、願い出に係る土地、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし番号4につきましては、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、願い出のとおり非農地と認められると判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

地元委員さん、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第4号番号1ないし番号4について、願い出のとおり証明することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第4号番号1ないし番号4については、願い出のとおり証明することと決定いたします。

議長 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長宮内大介君。

課長 それでは議案第5号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見についてご説明いた

します。令和6年1月10日付け、鹿嶋市長より農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について、農業委員会の意見を求められております。農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長山口和範君。

課 長 議案第5号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

まず貸借期間3年から5年の土地についてご説明いたします。畑の新規については3筆で面積が931平方メートルとなっております。次に、貸借期間6年から10年の土地についてご説明いたします。田の新規については13筆で面積が19,116平方メートル、畑の新規については18筆で面積が26,491平方メートルとなっております。この結果、田の新規については13筆で面積が19,116平方メートル、畑の新規については21筆で面積が27,422平方メートル、合計いたしますと34筆で面積が46,538平方メートルとなっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第5号については、原案のとおり承認することと決定いたします。

議 長 次に、日程第4報告第1号ないし報告第4号についてであります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」ないし報告第4号「かしま農委だより第29号の発行について」は、鹿嶋市農業委員会事務局処務規程第6条に基づき、専決処分いたしました。

議 長 ただいまの報告につきまして、ご意見ご質問等ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 ないようですので、これをもちまして、本日の日程は、全て終了いたしま

した。

以上をもちまして、令和6年第1回鹿嶋市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後2時43分)

上記のとおり会議のてん末を記録し、署名する。

鹿嶋市農業委員長

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人